

利用に供しない文書館資料等取扱要領

平成16年7月9日 館長決定

改正 平成23年4月5日

平成28年3月3日

令和2年3月23日

第1 趣旨

北海道立文書館管理規則（昭和60年北海道規則第45号。以下「管理規則」という。）第9条に定める利用に供しない文書館資料及び第10条に定める利用を制限する文書館資料の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 利用に供しない文書館資料

管理規則第9条第1項に定める利用に供しない文書館資料（以下「利用に供しない文書館資料」という。）は、次のいずれかの情報が記録されている資料とする。

- 1 個人の思想、信仰、身体的特徴、健康状態、家族状況、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別されうるもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの
- 2 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、利用に供することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの
- 3 利用に供することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報
- 4 道又は国、独立行政法人等若しくは地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）の事務又は事業に係る意思形成過程において、道の機関内部若しくは道の機関相互間又は道の機関と国等の機関との間における審議、協議、調査研究等に関し、道の機関が作成し、又は取得した情報であって、利用に供することにより、道又は国等の事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの
- 5 道と国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、道の機関が作成し、又は取得した情報であって、利用に供することが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、道又は国等の事務又は

事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの

- 6 試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、利用に供することにより、道又は国等の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの
- 7 法令又は条例の規定により明らかに利用に供することができないとされている情報
- 8 収集にあたって一定の期間利用に供しない旨の条件が付された情報

第3 利用に供しない文書館資料の管理

利用に供しない文書館資料は、非公開とし、その管理は次のとおりとする。

- 1 非公開の種類は、一の資料の全部を非公開とする「全部非公開」及び一の資料の一部を非公開とする「一部非公開」とし、全部非公開とする資料は、第2に定める情報が記録されている頁（以下「非公開の部分」という。）が資料全体の厚さの概ね3分の2以上である資料とし、一部非公開とする資料は、非公開の部分が資料全体の厚さの概ね3分の2未満である資料とする。
- 2 全部非公開の資料について、非公開の部分の一部に非公開とする事情が認められなくなったことにより、残る非公開の部分が資料全体の概ね3分の2未満となったときは、一部非公開の資料とする。
- 3 北海道立文書館資料管理要領（昭和60年7月10日決定。以下「管理要領」という。）第16に定める目録に、全部非公開、一部非公開の別及び公開予定の時期を次のとおり記述する。
 - (1) 全部非公開の資料は「非公開」、一部非公開の資料は「一部非公開」とする。
 - (2) 公開予定の時期は、全部非公開の資料について記述することとし、公文書にあつては「公開予定〇〇年度」、その他の資料にあつては「公開予定〇〇年」とし、年度又は年の記述は西暦紀年による。
 - (3) 全部非公開の資料に係る公開予定の時期は、第3の2の定めるところにより一部非公開の資料となると見込まれる時期とする。
- 4 非公開の資料については、非公開の部分に帯封（縦）を施すとともに、全部非公開の資料にあつては資料全体に帯封（横）を施し、帯封に公開予定の時期を第3の3の例により表示する。
- 5 一部非公開資料の閲覧にあつては、非公開の部分に簡易な袋がけを施し、閲覧に供するものとする。
- 6 一枚ものの資料（地図、写真等）、マイクロ資料、電磁的記録等第3の1、4及び5に定める取扱いが困難である資料の取扱いについては、個々詮議の上定めるものとする。

第4 利用に供しない期間

- 1 第2の1から6に定める情報に係る利用に供しない文書館資料とする期間（以下「利用に供しない期間」という。）に関する基準については、別表のとおりとする。
- 2 別表に定める期間の始期は、公文書にあつては文書完結年度の翌年度4月1日、その

他の資料にあつては当該資料が作成された年の翌年1月1日とし、終期はそれぞれの始期の応答日とする。

- 3 別表の適用にあつては、一定の期間利用に供することが不相当と認められる情報について、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案するものとする。
- 4 別表に定める期間が経過するとき、なお一定の期間利用に供することが不相当と認められる情報については、当該情報に係る事情を総合的に勘案のうえ、別表に定める期間を超えて利用に供しない期間を定めることができるものとする。

第5 利用を制限する文書館資料

管理規則第10条に定める利用を制限する文書館資料は、次の資料とする。

- 1 汚損、破損等のため、摩滅、消失のおそれのあるもの
- 2 その他利用により資料保存上支障が生ずると認められるもの

第6 制限の解除

第4及び第5に定める文書館資料の利用に関する制限については、一定期間の経過、事情の変化等によって、その必要がないと認められたときは解除するものとする。

第7 戸籍資料の利用に関する特例措置

- 1 戸籍資料（戸籍謄(抄)本、除籍謄(抄)本等戸籍事務で作成された文書）に限り、利用に供しない期間を経過して制限を解除した後も原則として複写を承認しないものとする。
- 2 利用者への注意喚起のため、制限解除後も戸籍資料には引き続き帯封を施したまま提供する。
ただし、帯封を一時的にほどき、閲覧及び筆写することは妨げないものとする。

第8 補則

この要領の施行に関し必要な事項については別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年7月9日から施行する。
- 2 利用に供しない文書館資料等の取扱基準（昭和60年7月15日決定）は、廃止する。
- 3 この要領の施行の際、現に利用に供しない文書館資料等の取扱基準の適用を受けていた文書館資料に係る取扱いは、この要領による取扱いとみなす。
- 4 管理要領第14に定める公文書に係る利用に供しない文書館資料とする取扱いについては、当分の間、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成23年4月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月18日から施行する。

(別 表)

利用に供しない期間に関する基準

一定の期間利用に供することが不適当な情報	情報例	期 間
第2の1に定める情報	学歴、職歴、財産、所得、採用、選考、任免、勤務評定、服務、論評・評価、住所、電話番号、陳情、疾病、身体的特徴、家族状況、思想、信仰、行政処分、所属団体	50年
第2の1に定める情報であって、重大なもの	懲戒免職、貧窮、生活扶助、生育歴、偏見を受けるおそれのある思想・信仰、重篤な疾病、精神の障害、身体の障害、暴力団や破壊活動団体への所属、犯罪歴（罰金以下の刑）	80年
第2の1に定める情報であって、特に重大なもの	民族、戸籍、重篤な遺伝性の疾病、重篤な精神の障害、犯罪歴（禁錮以上の刑）	100年
第2の2に定める情報	法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上のノウハウ等の事項に属する情報、法人等又は事業を営む個人が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報、法人等又は事業を営む個人の社会的評価、社会的活動の自由等が不当に損なわれると認められるもの	30年
第2の3に定める情報	家屋の構造、所有貴金属の保管場所等、火薬、麻薬、毒物、劇物等の貯蔵施設の明細図、事業所、工場等における警備員の配置及び警報装置の設置場所	30年
第2の3に定める情報であって、特に重大なもの	犯罪の被疑者、参考人及び通報者の氏名、住所	80年
第2の4に定める情報	行政内部における審議過程の情報であって、利用に供することにより、行政内部の意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの 事務又は事業に係る企画検討等のために収集した資料等の情報であって、利用に供することにより、行政内部の審議等に必要資料等を得ることが困難になると明らかに認められるもの	別に定める
第2の5に定める情報	利用に供することにより、道と国等との間における協力関係が著しく損なわれることによって事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの	別に定める
第2の6に定める情報	利用に供することにより、反復又は継続して行われる事務若しくは事業の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断できるもの	別に定める

備考

表中「別に定める」とされている期間については、「一定の期間利用に供することが不適当な情報」欄に掲げる情報を作成した機関と協議のうえ定めることとする。